

不適切な保育の未然防止や相談窓口について

先般、静岡県の子育て支援センターにおいて不適切な保育が行われていたという事案が発生しました。このほか、富山県の認定こども園や、宮城県の企業主導型保育施設においても、不適切な保育が行われていたという事案が発生するなど、全国で同様の事案が相次いでいるところです。

各園への指示

今回の事案を踏まえ、改めて日々の保育を振り返り、同様の事案が発生しないよう下記のとおり対応していただくよう各園に指示しました。

- 1 園内研修や職員会議などにおいて、職員間で日々の保育の振り返りを行う機会や話し合いの場を定期的に設け、不適切な保育が行われないよう認識の共有を図ること
- 2 不適切な保育が生じないよう体制の整備を行うよう努めること（不適切な保育防止の担当者の設置や、不適切な行為が行われた場合の報告プロセスの整備等）
- 3 不適切な保育が疑われる事案を確認した際は、速やかに市町の担当部局に情報提供を行い、対応について相談すること

各園の対応

園では上記の対応のほか、保護者等に対して園だより等で、子どもの人権に対する各園の考え方と不適切保育の未然防止対策について伝えるとともに、各園に相談受付担当者の配置と保護者等への周知を行っています。

相談窓口

子育て支援課に相談窓口を設置し、市のホームページで周知しております。

今後に向けて

上記のとおり、施設職員による不適切保育や虐待を未然に防止するための取り組みのほか、万一不適切な保育等が行われた場合でも早期発見、早期対応ができるように報告プロセスを整備する等の体制を整えていきます。

*不適切な保育とは

- ① 子ども一人一人の人格を尊重しない関わり
- ② 物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ
- ③ 罰を与える・乱暴な関わり
- ④ 育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり
- ⑤ 差別的な関わり